

改訂後	改訂前
第 11 条（広告等） 1. 加盟店は、利用者端末に表示するための加盟店の広告物等の内容について、法令に抵触するものではなく、かつ正確であることを保証するものとします。また、当行が作成する基準に従うものとし、また、事前に当行の審査を受けるものとします。 2. 当行は、加盟店の広告物等について、適時モニタリングを実施しており、当行が不適切と判断したものについては、当行にて掲載中止、削除等できるものとします。 〔施行・改訂〕 2019 年6 月3 日 初版施行 2020 年4 月1 日 改訂 2022 年3 月7 日 改訂 2023 年 10 月 1 日 改訂 2024 年 5 月 13 日 改訂 2024 年 11 月 26 日 改訂	第 11 条（広告等） 1. 加盟店は、利用者端末に表示するための加盟店の広告物等の内容について、法令に抵触するものではなく、かつ正確であることを保証するものとします。また、当行が作成する基準に従うものとし、また、事前に当行の審査を受けるものとします。 2. 加盟店アプリを利用して、利用者にクーポンやスタンプカードを発行する場合、事前に当行の審査を受けるものとします。 3. 当行は、加盟店の広告物やクーポン等について、適時モニタリングを実施しており、当行が不適切と判断したものについては、当行にて掲載中止、削除等できるものとします。 〔施行・改訂〕 2019 年6 月3 日 初版施行 2020 年4 月1 日 改訂 2022 年3 月7 日 改訂 2023 年 10 月 1 日 改訂 2024 年 5 月 13 日 改訂 （文言追加）